

第1回独立行政法人国民生活センター契約監視委員会議事概要

開催日	平成21年12月9日(水)	
場所	独立行政法人国民生活センター東京事務所5階特別会議室	
出席委員氏名	委員長 高橋 京太(独立行政法人国民生活センター監事) 委員 有川 博(日本大学総合科学研究所教授) 委員 山内 容(弁護士) 委員 竹内 啓博(公認会計士・税理士) 委員 島崎 芳征(独立行政法人国民生活センター監事)	
抽出案件	16件	(備考) 以下の議題について、議事を執り行った。 1. 委員長の互選について 2. 独立行政法人国民生活センター契約監視委員会の運営について 3. 審議(「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」(平成21年11月17日閣議決定)に基づく、平成20年度に締結した契約の点検及び見直し)
(内訳)		
一般競争入札	6件	
随意契約	10件	
	意見・質問	回答
委員からの意見・質問、それに対する回答等	別紙のとおり	別紙のとおり
委員会による意見の具申又は勧告の内容	なし	

(別紙)

1. 委員長の選出 委員長の互選を行い、高橋委員が委員長として選任された。	
2. 委員会の運営について 事務局より、委員会の運営及び契約の現状等について説明した。	
3. 案件の審議 平成20年度に締結した、競争性のない随意契約10件(事案1～10)及び一者応札・応募となった6件(事案11～16)を審議した。	
意見・質問	回 答
【事案1】ガスの供給(相模原事務所) ・ 予定価格と契約金額は、どのように決められているのか。 ・ 提供を行うことが可能な業者が一であり、随意契約によらざるを得ない契約であり、見直し点はない。	・ 公共料金として決められており、前年度使用量実績に基づき算出している。【事案2】から【事案6】は、同様の考え方である。
【事案2】ガスの供給(東京事務所) ・ 提供を行うことが可能な業者が一であり、随意契約によらざるを得ない契約であり、見直し点はない。	—
【事案3】水道の供給及び下水道の利用(相模原事務所) ・ 提供を行うことが可能な業者が一であり、随意契約によらざるを得ない契約であり、見直しはない。	—
【事案4】水道の供給及び下水道の利用(東京事務所) ・ 提供を行うことが可能な業者が一であり、随意契約によらざるを得ない契約であり、見直し点はない。	—
【事案5】料金後納郵便物の取扱一式(相模原事務所) ・ 提供を行うことが可能な業者が一であり、随意契約によらざるを得ない契約であり、見直し点はない。	—

<p>【事案6】料金後納郵便物の取扱一式（東京事務所）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・提供を行うことが可能な業者が一であり、随意契約によらざるを得ない契約であり、見直し点はない。</li> </ul>	<p>—</p>
<p>【事案7】電力の供給（相模原事務所）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・入札に参加する事業者は、どのようなところなのか。</li> <li>・既に、平成21年度において一般競争入札に移行しており、見直し点はない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ガス会社関係、商社、石油会社等特定規模電気事業者として許可を受けた事業者である。</li> </ul>
<p>【事案8】電力の供給（東京事務所）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・既に、平成21年度において一般競争入札に移行しており、見直し点はない。</li> </ul>	<p>—</p>
<p>【事案9】労務及び業務一般に関するコンサルティング。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・経緯について精通、特異の業務に熟知ということであるが、どのくらい期間契約を継続しているのか。</li> <li>・法律事務所の個人と契約しているのか。</li> <li>・連続性及び継続性が必要なことは理解できるが、業務内容によっては、資格要件を絞って競争性を求めることも可能であることから、契約の透明性を図る観点からも契約方式等の検討を行うことができるのではないか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平成6～7年度あたりからだと思う。</li> <li>・法律事務所と契約しているが、相談を受けていただく方は、ほとんど一人の方である。</li> <li>・契約方式等について、検討を行うこととし、平成22年度中に、結論を出すこととしたい。</li> </ul>
<p>【事案10】平成19事業年度財務諸表の官報掲載</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・取次店は、エリア分けしているのか。</li> <li>・取次店が複数社であるのであれば、価格は変わらないとしても、競争性のある契約に移行できるのではないか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・取次店が複数社あるようであるが、エリア分けしているかどうか判らない。</li> <li>・契約方式の検討を行い、競争性のある契約に移行することとする。</li> </ul>
<p>【事案11】ハイヤー自動車雇上げ</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・公告は、どのような仕方が。</li> <li>・規程上の公告期間は10日以上か。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ホームページと相模原事務所及び東京事務所の掲示板に貼り出している。</li> <li>・その通りである。</li> </ul>

<ul style="list-style-type: none"> <li>・平成 22 年度下期契約にあたり、公告期間の延長により応札者が増加していることから、改善されていると考えられる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・引き続き、公告期間の延長により、競争性が図られるようにする。</li> </ul>
<p>【事案 1 2】富士ゼロックス製複合機の保守</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・複写機は、保守契約も一体となっているのではないか。</li> <li>・既存の機器の保守契約について、契約方式を公募に移行することは問題ないとする。 平成 20 年度以降、機器更新時期にあたるものは、機器調達と保守を一括し競争性のある契約に移行していることから、引き続き、着実に移行していただきたい。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・過去調達したものは、単年度契約を行っていたこともあり、保守についても単年度契約となっていたことから、随意契約となっていた。</li> <li>・引き続き、機器更新に際しては、競争性のある契約に移行することとしたい。</li> </ul>
<p>【事案 1 3】キヤノン製複合機の保守</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・既存の機器の保守契約について、契約方式を公募に移行することは問題ないとする。 平成 20 年度以降、機器更新時期にあたるものは、機器調達と保守を一括し競争性のある契約に移行していることから、引き続き、着実に移行していただきたい。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・機器更新に際しては、引き続き競争性のある契約に移行することとしたい。</li> </ul>
<p>【事案 1 4】冷温水発生機の保守</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成 20 年度において、既に競争性のある契約に移行しており、また、平成 21 年度契約では、少額随契となっており、改善点はない。</li> </ul>	<p>—</p>
<p>【事案 1 5】定期健康診断</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・一者応札の改善策として、公告期間の延長を挙げているが、改善策として妥当か。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・応札業者以外にも参加意思を表明していた者がいたが、提出資料の作成に時間を要したため参加できなかったことから、これを解消するため、公告期間の延長を行なうこととする。</li> </ul>
<p>【事案 1 6】相模原事務所電話設備の更新・賃貸借</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・入札は電子入札であるか。</li> <li>・見積りは何者から徴取したのか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・センターの入札案件は毎年度 40 件程度であるので、費用対効果等を勘案し、電子入札は導入していない。</li> <li>・2 者から徴取した。</li> </ul>

<ul style="list-style-type: none"><li>・ 東京事務所の事業者はどこか。</li><li>・ 予定価格はどのように設定したのか。</li><li>・ 東京事務所と相模原事務所の電話交換機の互換性はあるのか。</li><li>・ 次期更新に際しては、一者応札とならないよう契約業者以外からの情報収集を行い、仕様書等の作成及び参加条件の検討に資する必要があると思われる。</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 競争入札の結果、相模原事務所の落札業者と同一業者である。</li><li>・ 2者から見積りを徴し、競争性を加味し設定した。</li><li>・ 互換性はない。</li><li>・ ご意見を踏まえ、対応したい。</li></ul>
---	---